

第4期都城市障がい者計画

(概要版)

計画策定の背景と趣旨

本市では、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とする「第 3 期都城市障がい者計画」を策定し、福祉、教育、就労、まちづくりなどの施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

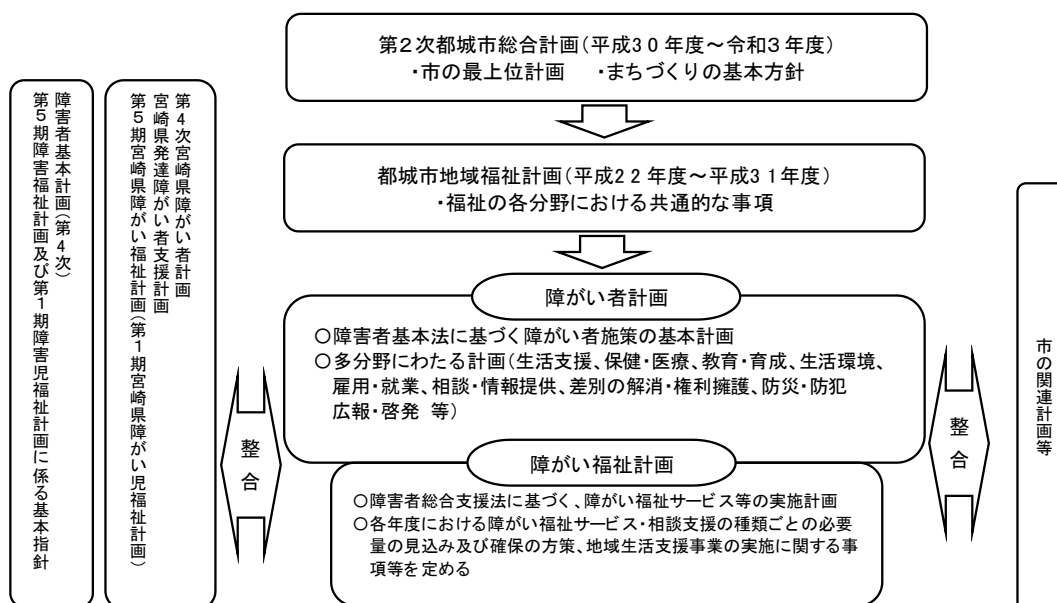
計画期間中には、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が可決・成立（平成 28 年 5 月）しました。同法では、障がい者が自らの望む地域生活を実現するための支援の充実や、障がい児支援に対するニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実が規定されています。また、平成 30 年には社会福祉法が改正され、地域福祉計画が上位計画として位置づけられました。複雑化、多様化する障がい者をめぐる諸課題を、自助、共助、公助の枠組みで整理し、地域ぐるみで解決していくことが求められています。

このような背景の中、「第 3 期都城市障がい者計画」が令和元年度末に計画期間を満了することから、これまでの施策の進捗状況や障がい者のニーズ等を踏まえて計画を見直し、新たな「都城市障がい者計画」を策定することとしました。

計画の位置づけ

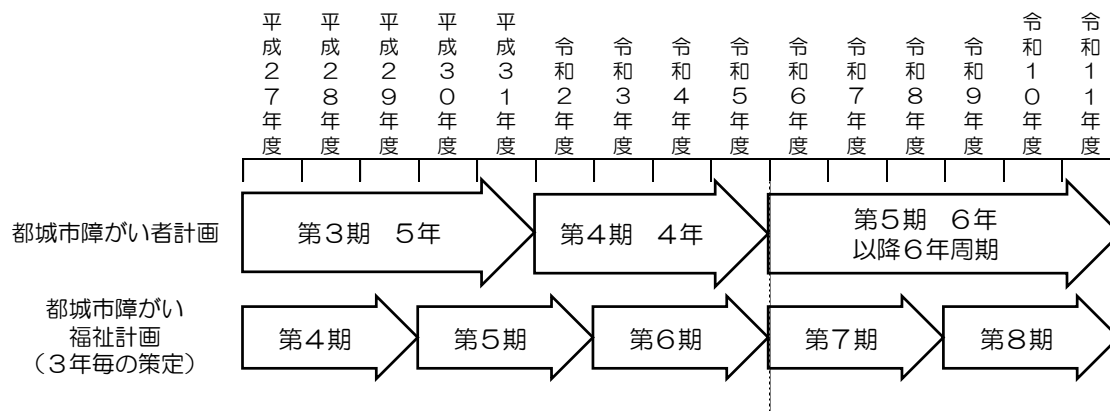
この計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定められた「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」です。市における障がい者のための施策の、最も基本的な考え方などを定める、中長期の計画となります。

また、本計画は、上位計画である「第 2 次都城市総合計画」や「地域福祉計画」をはじめ、市の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図っています。



計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする4か年計画とします。



計画の基本理念と基本的な方向性

この計画では、全ての人々が障がい者を正しく理解する心を持つことで、障がい者が地域の中で安心して暮らせるまちづくりを目指すと同時に思いやりの優しい気持ちは支える健やかなまちづくりを進めるため「ゆたかな心が育つまち」を基本理念に掲げます。そして、全ての人々が社会の一員として、互いに尊重し、共に生活する社会こそ普通の社会であるという「ノーマライゼーション」と、障がいがあってもライフステージ全ての段階において社会経済的に普通の生活を営むことを保障できるよう支援する「リハビリテーション」の理念のもと、社会的障壁の除去を推進し、共生社会の実現にむけ施策を推進していきます。

計画の基本的視点

基本理念の実現に向けて、以下の5点を本計画の基本的な視点とします。

1. 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者の主体的な選択や決定を尊重し、障がい者が基本的人権を有する社会の一員として、社会生活においてそれぞれの能力を発揮し、自立して社会活動に参加できるよう意思決定を支援します。

2. 住民とともに創る地域福祉の推進

障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で心豊かに暮らせるよう生活支援体制の充実を図るとともに、住民一人ひとりの共通課題として福祉への積極的な参加を促し、地域社会を支えるネットワークを強化して住民とともに地域特性に合った福祉を創ります。

3. だれもが住みよいバリアフリーの社会づくり

障がいや障がい者に対する正しい理解を広めるとともに、障がい者の自立と社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報における障壁、意識上の障壁などを除いていくこと（バリアフリー）により、障がい者が自由に社会活動できる平等な社会をめざします。

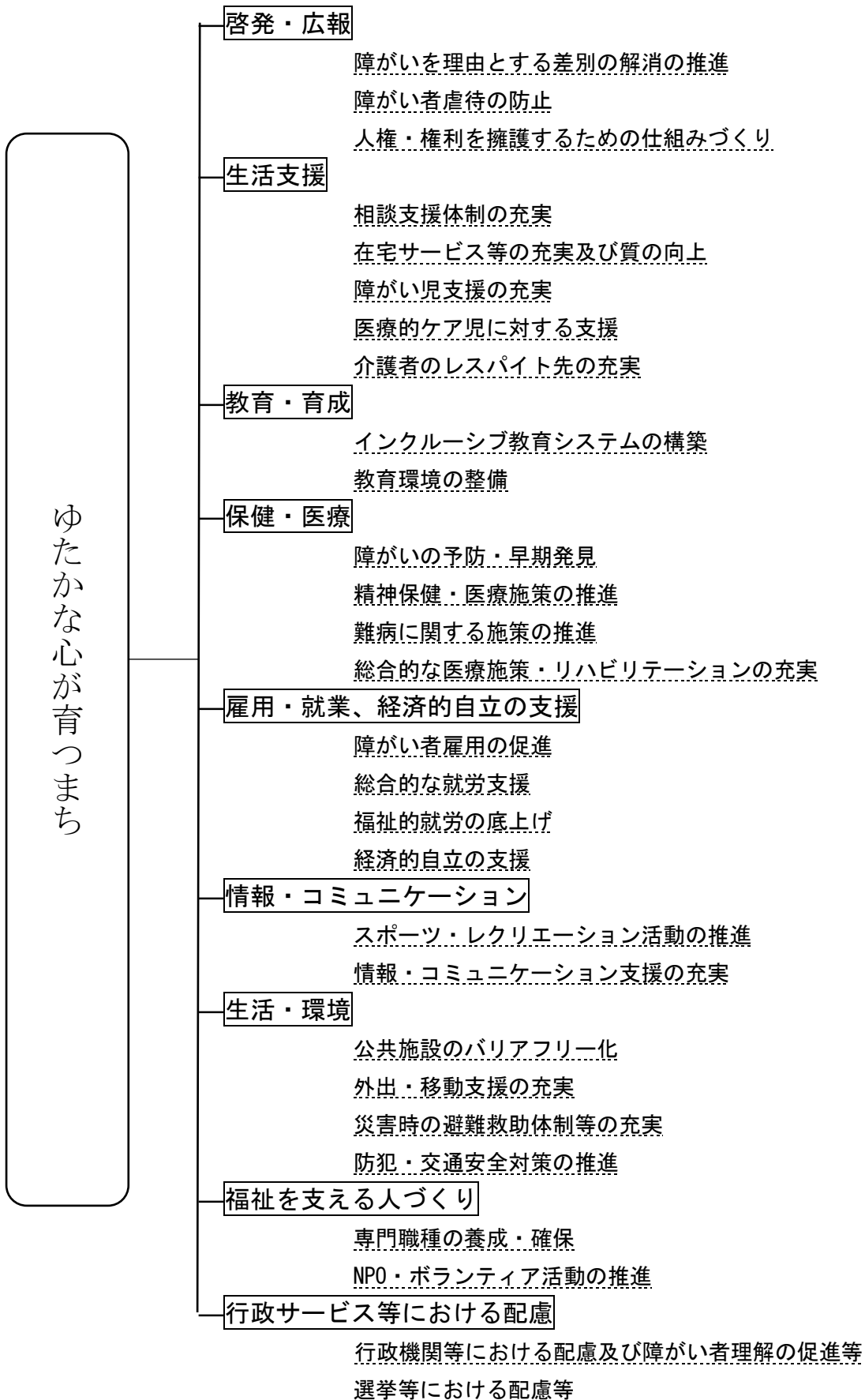
4. 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がい者が障がいを理由として差別を受けたり、障がいへの配慮がないために暮らしにくさを感じたりすることがないように、障害者差別解消法の理念を普及させるとともに、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行うなど、障がいを理由とする差別を解消する施策に取り組みます。

5. 障がい者のライフサイクルを見通した総合的な支援体制の強化

障がい者に対する支援が、教育、福祉、医療、就労等の各分野の連携により、乳幼児期から就学期、成人期、高齢期までのライフサイクルの中で適切に行われ、連続性をもったものとなるよう、関係機関の連携と情報共有体制の強化を図ります。

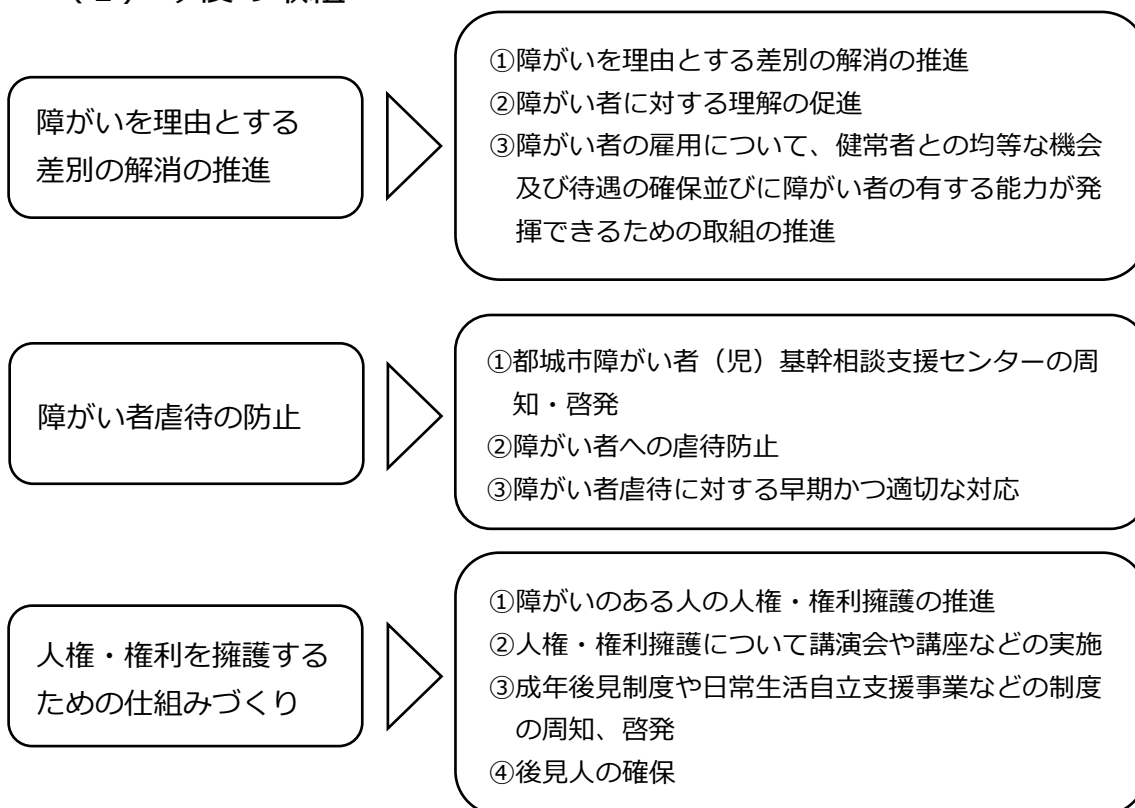
計画体系



今後の取組及び当事者や地域に望まれることと数値目標

1. 啓発・広報

(1) 今後の取組



(2) 当事者や地域に望まれること

① 当事者として

- ◆ 虐待を受けたら警察、市役所、基幹相談支援センター等に相談しましょう。
- ◆ 自分の権利や財産を守ることに不安なことがあれば、市役所の窓口相談してみましよう。
- ◆ 養護者として、障がい者との生活の中で困ったことや不安に思うことがあれば、基幹相談支援センターに相談しましょう。

② 地域として

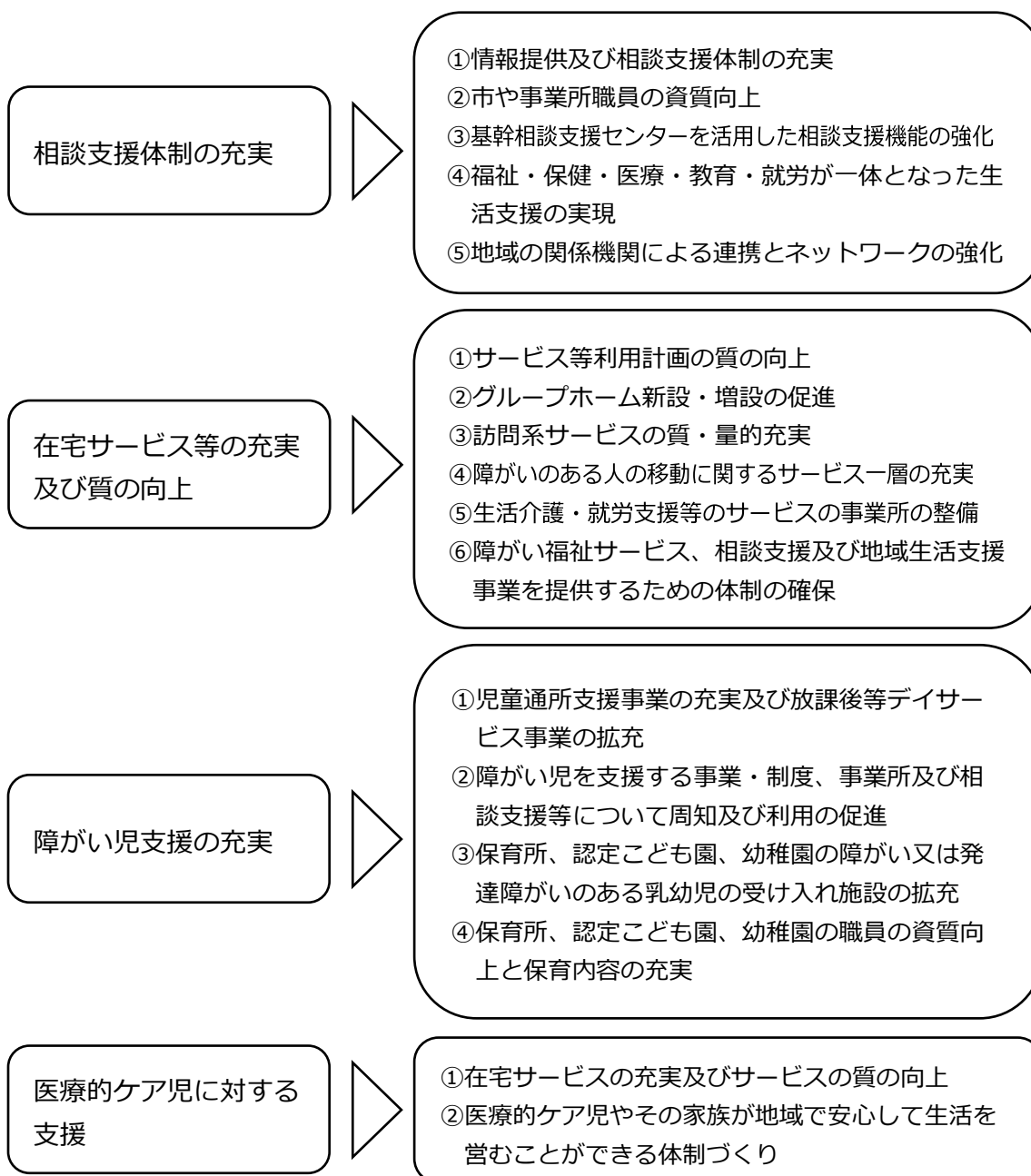
- ◆ 障がいや障がい者に対する偏見を取り払い、理解するように努めましよう。
- ◆ 全ての人の人格と個性を尊重ましよう。
- ◆ 虐待を見かけたら警察、市役所、基幹相談支援センター等に相談ましよう。

(3) 数値目標

目標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
市全体で障がい者(児)への理解が深まっていると感じた障がい者の割合	23.5%	40%

2. 生活支援

(1) 今後の取組



介護者のレスパイト先の
の充実

- ①日中一時支援の充実
- ②レスパイトケアの必要性の広報・啓発

(2) 当事者や地域に望まれること

① 当事者として

- ◆ さまざまな人に相談を持ち掛けてみましょう。
- ◆ 障がい者の家族は地域の人たちに家族のことを知ってもらいましょう。
- ◆ 乳幼児健診に必ず行きましょう。

② 地域として

- ◆ お互いに声をかけあい、地域力の向上に努めましょう。
- ◆ 障がい者やその家族から相談を持ちかけられたら、相手の気持ちに立って助言や関係機関の紹介、同行相談など、自分の出来る範囲で親身に対応しましょう。

(3) 数値目標

目標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
現在提供されている障がい福祉サービスに満足している障がい者の割合	42.8%	55%
福祉施設から一般就労への移行者数(再掲)※	28人 (平成28年度)	34人 (令和2年度)

※ 第5期都城市障がい者福祉計画(平成30年3月策定)の目標を記載しており、当該計画を改定した際には、改定後の数値を本計画の目標とします。

3. 教育・育成

(1) 今後の取組

インクルーシブ教育シ
ステムの構築

- ①人権教育の推進
- ②地域や特別支援学校等との交流及び共同学習を推進

教育環境の整備

- ①学校施設のバリアフリー化を推進
- ②特別支援教育の推進及び障がいのある子どもを支援する体制
- ③特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上
- ④特別支援教育支援員の適切な配置と効果的な活用
- ⑤医療・保健・福祉・労働等の分野と連携し、一貫した支援を行う体制づくり

(2) 当事者や地域に望まれること

① 当事者として

- ◆ 通学中、地域の人たちとすれ違ったら元気よくあいさつすることを心掛けましょう。
- ◆ 子どもがどのような教育を望んでいるか、家庭内でよく話し合い、信頼できる人や関係機関にも相談してみましょう。

② 地域として

- ◆ 子どもたちの通学を見かけたら進んであいさつを行いましょう。
- ◆ 障がいのある子どもについて理解を深めましょう。

(3) 数値目標

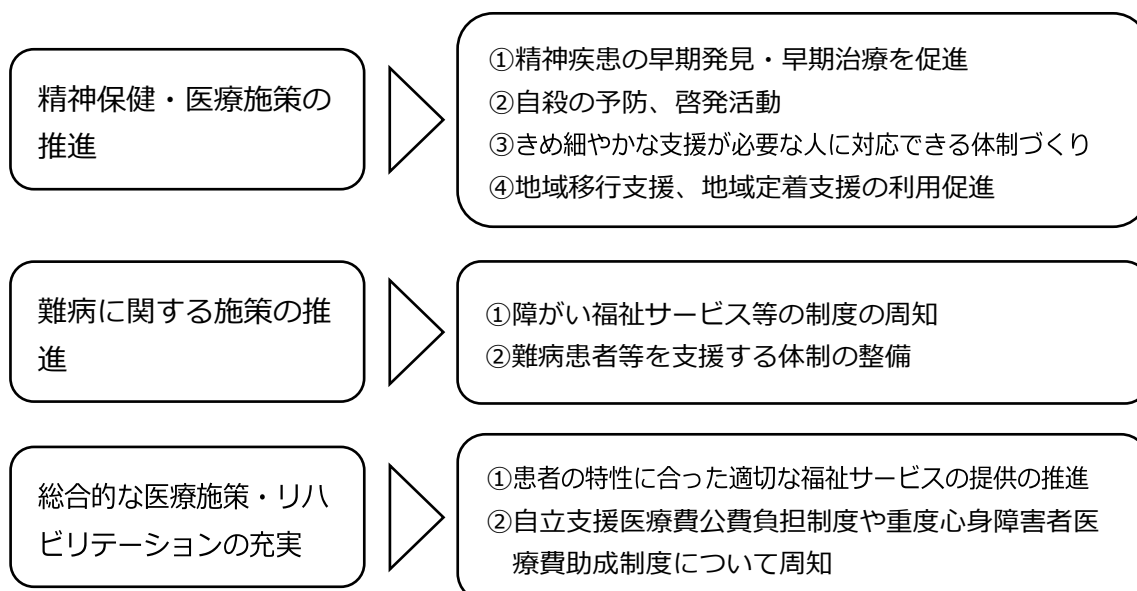
目標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
障がいのある子どもについて、市広報に年1回特集記事を掲載する。	取組無	年1回
市内の小・中学校のトイレの洋式化率	32.1%	61.5%

4. 保健・医療

(1) 今後の取組

障がいの予防・早期発見

- ①妊婦健康診査に対する助成や妊娠中の健康管理等の充実
- ②疾病や障がいの早期発見、早期治療、早期療育を推進
- ③訪問指導や相談などによる保護者支援の充実
- ④母子の健康の推進



(2) 当事者や地域に望まれること

① 当事者として

- ◆ 妊婦健康診査や乳幼児健康診査は必ず受診しましょう。
- ◆ 生活習慣病を予防するため、生活習慣について見直してみましょう。

② 地域として

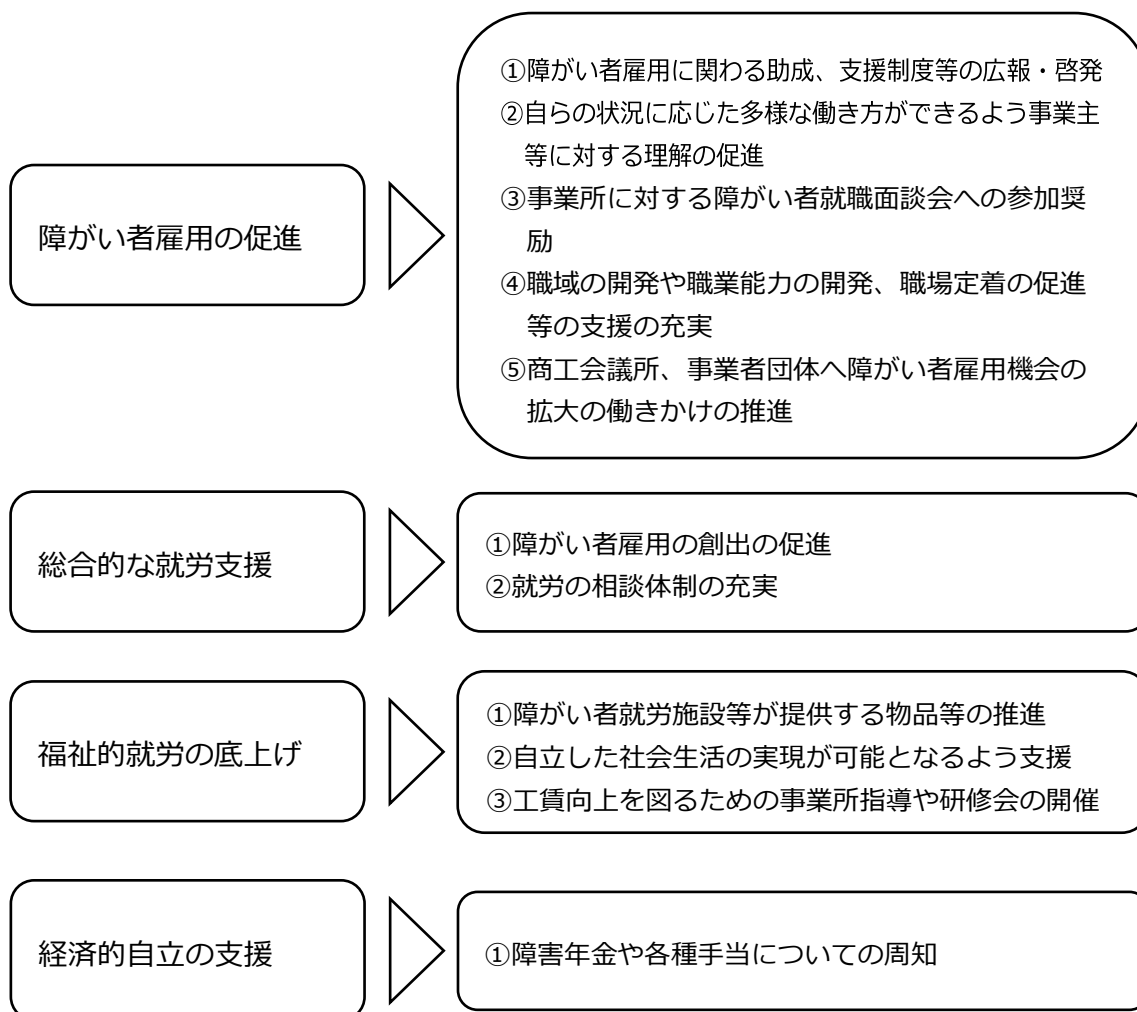
- ◆ 精神障がいに対する偏見を取り払い、理解を深め、心の健康づくりに努めましょう。

(3) 数値目標

目標	現状値	目標値
乳幼児健診の受診率（再掲：みやこのじょう健やか親子 21 計画・第 2 次中間報告及び計画改定）	【乳児健診】 89.6% 【1歳6か月健診】 95.7% 【3歳児健診】 93.5% （全て平成 30 年度）	【乳児健診】 95.0% 【1歳6か月健診】 96.0% 【3歳児健診】 94.0% （全て令和 6 年度）
特定健康診査の受診率（再掲：みやこのじょう健やか親子 21 計画・第 2 次）	46.6% （平成 29 年度）	60.0% （令和 5 年度）

5. 雇用・就業、経済的自立の支援

(1) 今後の取組



(2) 当事者や地域に望まれること

① 当事者として

- ◆ 必要な職業能力を身につけるよう努めましょう。
- ◆ 就労を希望する障がい者は、自分の適性や能力にあった職場を関係支援機関のアドバイスを受けながら探しましょう。

② 地域として

- ◆ 事業主は障がいを理由とする差別を雇用・就業において絶対に行わないようにしましょう。
- ◆ 障がいのある同僚のことをよく理解し、必要な配慮は積極的に行いましょう。

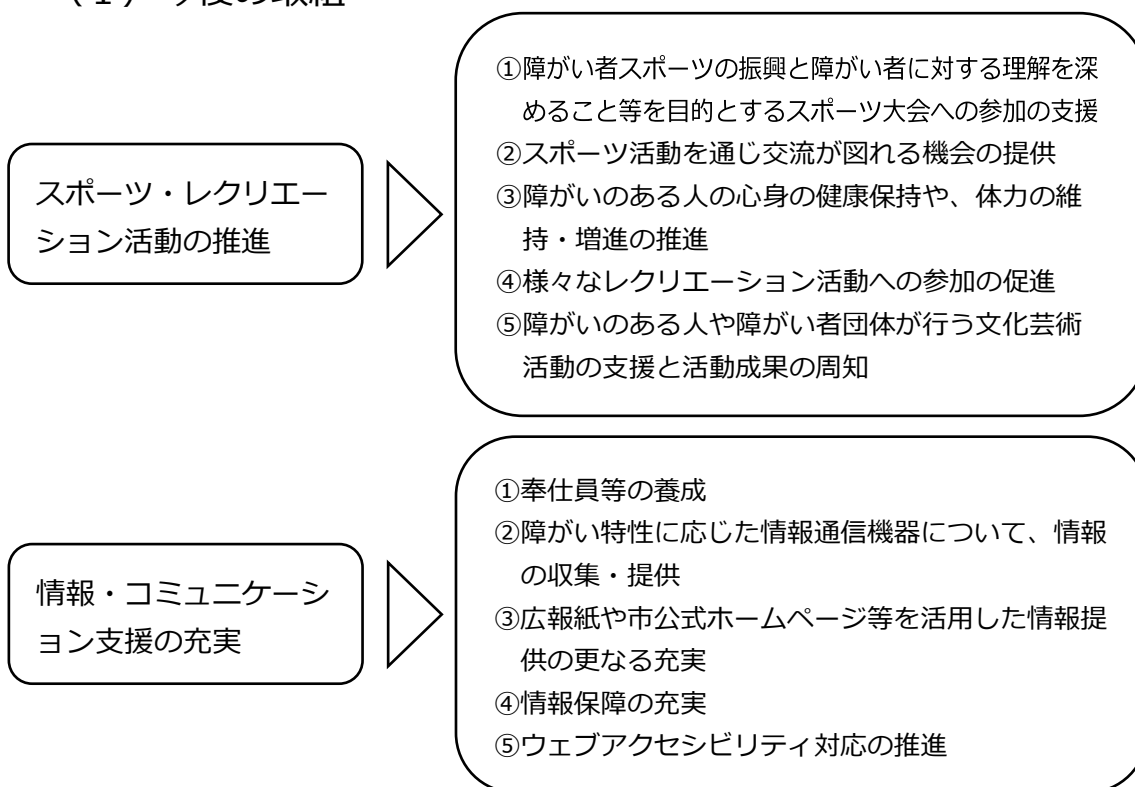
(3) 数値目標

目標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
法定雇用率の達成企業率	65.8%	70.0%
現在働いている人の仕事のことで悩んでいることや困っていることが「特にない」と回答した障がい者の割合	35.4%	45%
就労移行支援事業の利用者数(再掲)※	37人 (平成28年度)	45人 (令和2年度)

※ 第5期都城市障がい者福祉計画(平成30年3月策定)の目標を記載しており、当該計画を改定した際には、改定後の数値を本計画の目標とします。

6. 情報・コミュニケーション

(1) 今後の取組



(2) 当事者や地域に望まれること

① 当事者として

- ◆ レクリエーションや文化活動に参加したらたくさんの人とふれあい、楽しみましょう。
- ◆ 今は使っていない情報の入手方法についても新たに挑戦してみましょう。

② 地域として

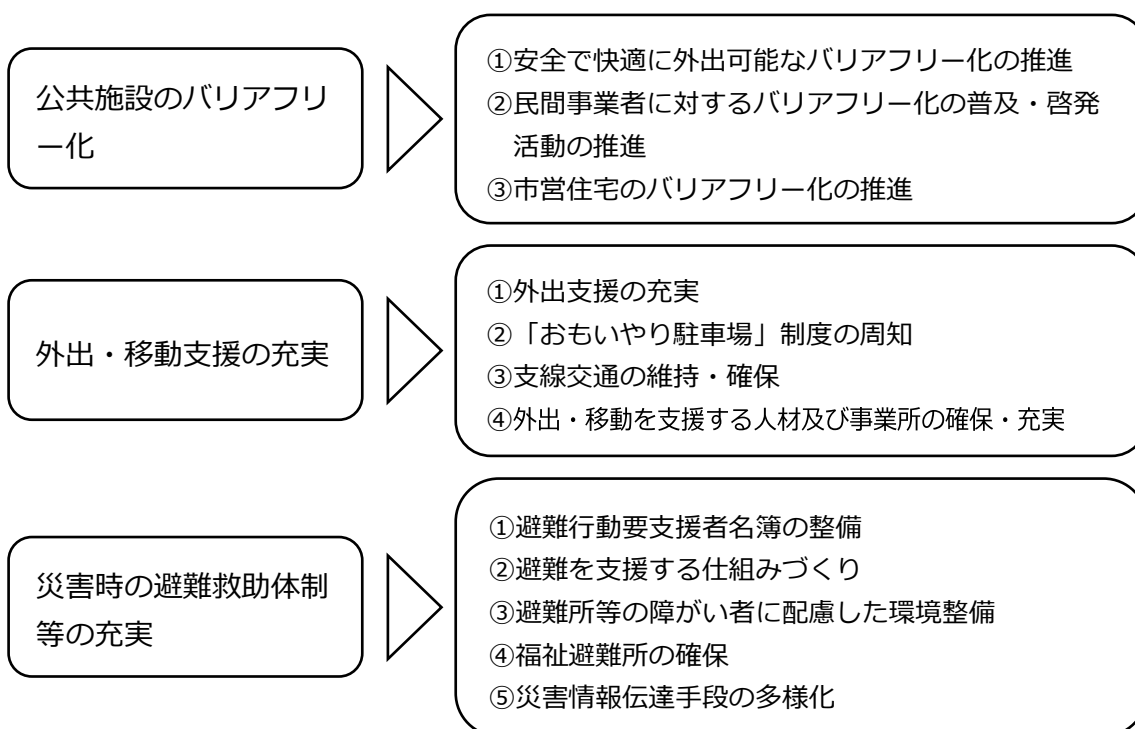
- ◆ レクリエーションや文化活動で障がい者を見かけたら、必要な配慮をおこなひましょう。
- ◆ 障がい者と交流する機会に積極的に参加しましょう。
- ◆ さまざまな情報を障がい者に伝えましょう。

(3) 数値目標

目標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
スポーツや文化活動などに参加していない理由が「どのような活動があるかわからない」と回答した障がい者の割合	19.7%	10%以下
地域で行われる行事や余暇活動に参加しようとしたとき、そのさまたげとなること「どのような活動が行われているかわからない」と回答した障がい者の割合	11.3%	5%以下

7. 生活・環境

(1) 今後の取組



防犯・交通安全対策の
推進

- ①消費者被害や交通事故の防止、啓発
- ②市民に対し安全な運転や事故防止に向けた意識啓発の促進
- ③交通安全施設の整備
- ④地域住民や関係機関との協力体制の整備
- ⑤災害情報伝達手段の多様化

(2) 当事者や地域に望まれること

① 当事者として

- ◆ 外出時、困ったことがあれば地域の人に気軽に助けを求めてみましょう。
- ◆ 災害が起きた時のために事前に出来る準備をしておきましょう。
- ◆ 防犯知識を身につけるよう努めましょう。

② 地域として

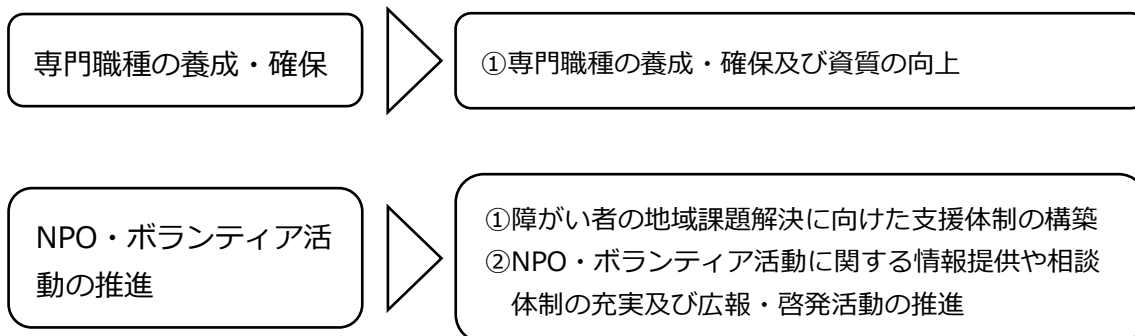
- ◆ 障がい者の困っている様子を見かけたら進んで声をかけましょう。
- ◆ 災害時、出来る限り地域の障がい者のことを気にかけてみましょう。
- ◆ 常日頃、障がい者を見守りましょう。

(3) 数値目標

目標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
市営住宅のバリアフリー化率 市営住宅のうち、次のすべてを満たす住戸の割合 ①屋内に段差がないこと ②手すりが浴室及びトイレに設置していること ③廊下幅が78 cm以上（出入口幅75 cm以上）確保されていること	15.0%	18%
災害時の避難先を「知っている」と回答した障がい者の割合	54.3%	65%
災害時に困ることや不安なことを「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」と回答した障がい者の割合	13.0%	5%以下
災害が起きた時のために事前に「準備している」と回答した障がい者の割合	22.8%	40%

8. 福祉を支える人づくり

(1) 今後の取組



(2) 当事者や地域に望まれること

① 当事者として

◆ ボランティアを気兼ねなく受け入れましょう。

② 地域として

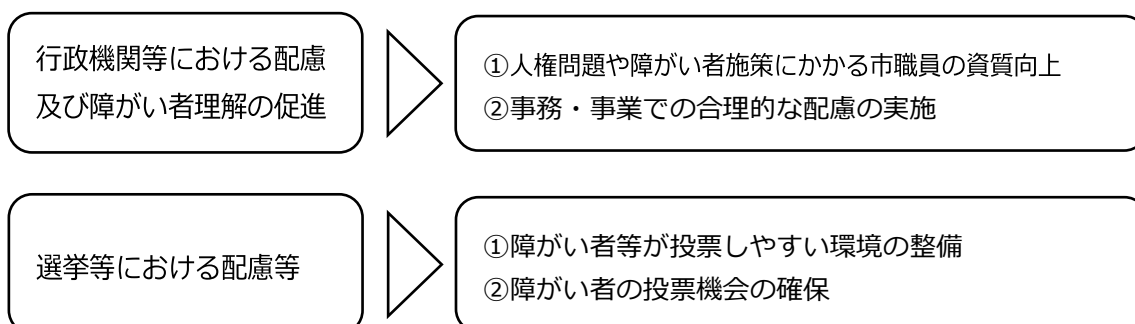
◆ ボランティア活動に関心のある人は、まず一度活動に参加してみましょう。

(3) 数値目標

目標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
障がいのある人を対象とするボランティア活動をしたことが「ある」と回答した障がいの無い市民の割合	20.1%	30%

9. 行政サービス等における配慮

(1) 今後の取組



(2) 当事者や地域に望まれること

① 当事者として

◆ 配慮が感じられないと思ったら気兼ねなく市役所職員に伝えましょう。

(3) 数値目標

目標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
都城市役所職員に対する障がい者を理解するための講座の開催回数	2回	10回 (令和2年～ 5年累計)
障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをする(した)ことが「ある」または「少しある」と回答した障がい者の割合	32.8%	20.0%以下